

議案第46号

木津川市情報公開条例等の一部改正について

木津川市情報公開条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月2日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の公布により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市情報公開条例等の一部改正について

(木津川市情報公開条例の一部改正)

第1条 木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

(木津川市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項」に改め、同条第5号中「法第2条第4項」を「法第2条第3項」に改め、同条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「法第2条第9項」に改める。

第33条の2中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に改める。

(木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。ただし、第1条及び第2条中第2条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に規定する同法第50条の規定につき、政令で定める日から施行する。

参考資料（議案第46号）

木津川市情報公開条例等の一部改正について

木津川市情報公開条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略) (開示義務)	第1条～第4条 (略) (開示義務)
第5条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、 <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号	第5条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(2)～(6) (略)

第6条～第26条 (略)

識別符号又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(2)～(6) (略)

第6条～第26条 (略)

木津川市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表(第2条関係)

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。	(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
ア (略)	ア (略)
イ <u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第2条第2項に規定する個人識別符号	イ <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第58号。以下「法」という。) 第2条第3項に規定する個人識別符号
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)
(5) 要配慮個人情報 <u>法第2条第3項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。	(5) 要配慮個人情報 <u>法第2条第4項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。
(6) · (7) (略)	(6) · (7) (略)
(8) 国の機関等 国、独立行政法人等 (<u>法第2条第9項</u> に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 、地方公共団体及び地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に	(8) 国の機関等 国、独立行政法人等 (<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 、地方公共団体及び地方独

規定する地方独立行政法人をいう。
以下同じ。)をいう。

(9) (略)

第3条～第33条 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の2 実施機関は、前条第1項の訂正等の決定に基づき、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であって、当該行政機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第34条～第55条 (略)

立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

(9) (略)

第3条～第33条 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の2 実施機関は、前条第1項の訂正等の決定に基づき、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であって、当該行政機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第34条～第55条 (略)

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第3条関係）

(新)	(旧)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法 <u>第19条第11号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法 <u>第19条第10号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第4条 (略)	第2条～第4条 (略)
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)
第5条 法 <u>第19条第11号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求める場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	第5条 法 <u>第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求める場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2 (略)	2 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)